

平成29年度 教職員互助会福利厚生事業一覧

区分	事業名	事業内容
給 付 事 業	医療費補助金	会員又は被扶養者が傷病により医療を受けたとき 自己負担額から共済組合給付額及び3,000円を控除した額(100円未満を除く。) ※共済組合給付額は自己負担額から25,000円 [上位所得者(標準報酬月額530,000円以上)は50,000円]を控除した額
	入院見舞金	会員又は被扶養者が入院したとき 1日につき500円
	死亡弔慰金	会員又は被扶養者が死亡したとき ◆会員……………250,000円 ◆被扶養配偶者……………100,000円 ◆その他の被扶養者……………50,000円
	災害見舞金	会員の居住する住居(家財を含む。)が災害により損害を受けたとき 損害の程度に応じて100,000円～300,000円
	結婚祝金	会員が結婚したとき 50,000円
	出産祝金・見舞金	会員又は被扶養者が出産(妊娠4カ月以上の流産、死産、母体保護法による中絶を含む。)したとき 35,000円
	入学・卒業祝金	会員の子が義務教育諸学校へ入学したとき、また、中学校を卒業したとき 10,000円
	無給付者褒賞金	会員が前年度中に施設利用補助以外の給付を受けなかったとき 5,000円
	退職慰労金	会員が10年以上在会し、退職(死亡退職は除く。)したとき ◆10年以上20年未満……………30,000円 ◆20年以上30年未満……………40,000円 ◆30年以上……………50,000円
	妊婦支援補助	会員又は被扶養者が妊娠4カ月(85日)に達したとき 1回の妊娠につき30,000円
	リフレッシュ助成	会員が在会20年及び30年に達したとき ◆在会20年……………10,000円 ◆在会30年……………20,000円
	遺児給付金	死亡した会員の被扶養者のうち、その年度末に満18歳以下の遺児がいるとき 遺児1人につき250,000円
厚 生 事 業	施設利用補助	会員又は被扶養者が指定宿泊施設を利用したとき 1泊につき1人1,000円補助
	芸術鑑賞補助事業	会員に芸術鑑賞等の機会を提供 ① 県立の公立文化施設が実施する舞台芸術公演チケットの斡旋 ② 博物館等の特別展チケットの配付
	【新規】 スポーツ観戦補助事業	会員に県内のプロスポーツチーム等の観戦チケットを斡旋